

平成 19 年 3 月 20 日

平成 18 年度京都府包括外部監査

京都府包括外部監査人
公認会計士 光田周史

監査テーマ（1）	公営 3 企業の経営管理の是非と将来の姿について
----------	--------------------------

監査テーマ（1） 公営 3 企業の経営管理の是非と将来の姿について

監査テーマの選定理由

京都府においては、公営企業として電気、水道及び工業用水道の 3 事業に取り組んでいる。しかし、これら 3 事業の将来を考えた場合、必ずしも現状のままで推移するのがベストであるのか疑問なしとしない。例えば、水道事業に関しては、それがスタートした時期と現在とでは水に対する需要予測が大きく変化しているはずであるし、また工業用水道事業にしても、事業所における節水努力や循環利用が促進される中で絶対的な需要は減りこそ増えることはないともいえる。さらに、電気事業についても、平成 17 年度決算で事業開始以来初めての赤字決算に陥り、その事業性の有無が問われている。こうした観点から、公営 3 企業の現状把握とりわけ企業体としての経営管理の是非にメスを入れつつ、将来の公営企業のあり方について模索を試みる必要があると思料し、本テーマを選定した。

監査の要点（着眼点）

- ① 公営 3 企業における各種の契約は、法令等に準拠して適正に行われているか否か。
- ② 公営 3 企業の人件費や経費等について、所定の承認手続に従って適正に予算執行されているか否か。
- ③ 公営 3 企業における財産管理事務は、法令等に準拠して適正に行われているか否か。
- ④ 公営 3 企業において、事業の実態が適正に開示されているか否か。

監査の結果－問題点の指摘と改善提案

2. 電気事業について

問	風力発電の事業性の有無
題 点	風力発電事業については、当初の見積もりの甘さから発電収入以上にコストが発生しており、今後、収支の抜本的な改善がなされない限り、存続するための事業性はない。
意	①風力発電事業の将来(1)－環境施策としての位置付け 風力発電事業を京都府の環境施策のシンボルとして継続する場合、負担するコストと環境への効果を比較することにより事業存続の可否を再考する必要がある。不採算事業を継続することによる損失を上回る成果をあげていることについて説明責任を果たす必要がある。
見	②風力発電事業の将来(2)－譲渡先の検討等 風力発電事業での事業性が認められないことから、環境施策の一環としての活用を前提にした地元自治体や社会貢献活動によるイメージアップを図りたい企業への譲渡等を視野に入れて、今後のあり方を検討する必要がある。